

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 甲立 亮
【住所又は本店所在地】	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年2月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社フォーサイド
証券コード	2330
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	イーストモア・ストラテジーズ・リミテッド （Eastmore Strategies Limited）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1108、グランド・ケイマン、私書箱1344、ジェネシス・ クロース20、DMSハウス
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 野村 菜々
電話番号	03-6888-1000

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.4
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年2月19日
訂正箇所	平成30年2月26日に提出いたしました変更報告書No.4について、報告義務が発生していませんでしたので、取り下げを行います。